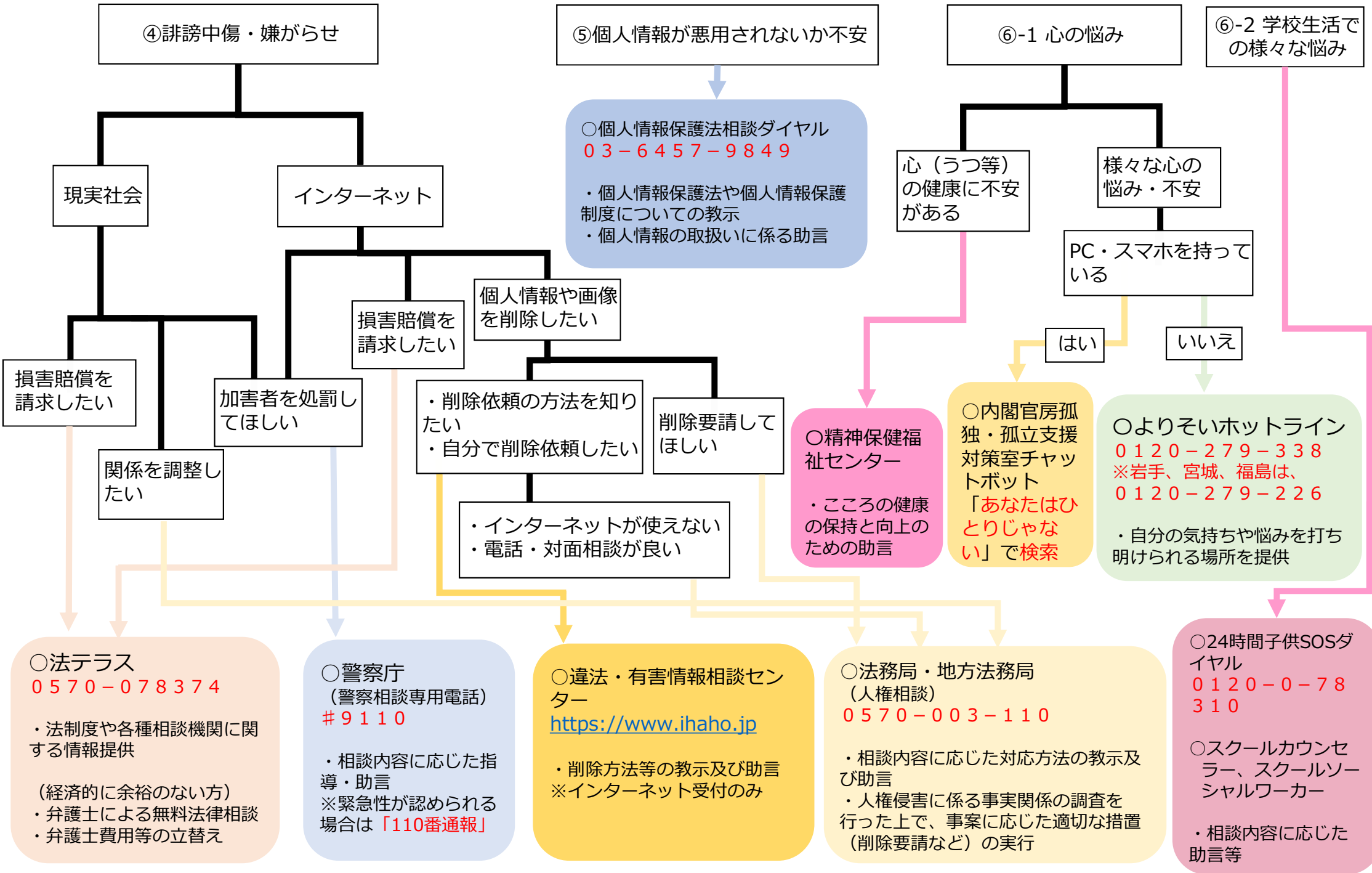


# 相談フロー図2



# 相談フロー図 3

困っていることをよく聞いてください。内容が①～⑩の類型に当てはまる場合には、それぞれのフローに沿った対応を行ってください。

⑦親族関係  
(親族関係に関する悩み、不安)

⑧行政に関する御意見・御要望  
(どこの機関に相談するのが分からない、相談先の対応に意見がある)

その他注意すべき主訴

脱会したい・脱会させたい

配偶者 配偶者以外

○行政相談センター  
(きくみみ)  
0570-090110  
・行政への苦情や意見・要望を受け付け、制度・運営の改善を促進

・相談者が脱会を望む場合、脱会の障害となっている懸念点等を聴取し、対応する。  
・相談者以外を脱会させたいという相談に対しては、信者が脱会しないことによる悩みを相談者から聴取し、対応する。

離れたい  
(離婚等)

関係を修復したい

海外における  
所在を知りたい  
(※三親等内の親族)

裁判所の手続を用いたくない

関係を修復したい

・絶縁したい  
・離れたい

旧統一教会に関して  
情報提供を受けたい

弁護士に相談したい

自分で手続(相手方との交渉等)したい

○法テラス  
0570-078374  
・法制度や各種相談機関に関する情報提供  
(経済的に余裕のない方)  
・弁護士による無料法律相談  
・弁護士費用等の立替え

○家庭裁判所  
(家事手続案内)  
・離婚や家族関係の調整等に関する調停や審判手続等について教示

○法務局・地方法務局  
(人権相談)  
0570-003-110  
・相談内容に応じた対応方法の教示及び助言  
・人権侵害に係る事実関係の調査を行った上で、事案に応じた適切な措置の実行

○外務省領事局  
海外邦人安全課  
03-5501-8000 (内線5144)  
・海外在留邦人の所在の確認

・相談者が親族との絶縁を望む場合、その障害となっている理由を聴取し、①～⑥又は⑧の類型に当てはまる事情があれば、そのフローに沿って対応する。

・勧誘や訪問販売等を行っている団体が旧統一教会であるかどうか尋ねる相談に対しては、相談者が当該情報を知ることによって解決したい悩みを聴取し、対応する。

# 相談フロー図 4

⑨ 進学関係  
(授業料、学費等の悩み)

⑩ その他  
(寄附の不当な勧誘に関する情報を提供したい)

高等学校等進学にあたり  
経済的支援を受けたい

大学等への進学・修学のための  
経済的支援を受けたい

授業料

授業料以外の教育費  
(教科書費や教材費など)

国立学校への  
進学を希望する

公立学校への  
進学を希望する

私立学校への  
進学を希望する

○文部科学省  
初等中等教育局  
修学支援・  
教材課  
高校修学支援室  
高校修学第一係  
03-5253-4111  
(内線3577)

・高校生等への  
修学支援(授業料)

○各都道府県  
の公立高等学校  
等就学支援  
金窓口

・高校生等への  
修学支援(授業料)

○各都道府県  
の私立高等学校  
等就学支援  
金窓口

・高校生等への  
修学支援(授業料)

○各都道府県  
の高校生等奨  
学給付金窓口

・高校生等への  
修学支援(授業料  
以外の教育費)

○日本学生支  
援機構奨学金  
相談センター  
0570-666-301

・給付型奨学金  
・貸与型奨学金

○消費者庁  
(消費者政策課寄附勧誘  
対策室)

- (1) HPウェブサイト
- (2) 書面郵送

・令和5年4月1日以降  
の法人等による寄附の  
不当な勧誘と考えられる  
行為に関する情報の受付  
※個別のトラブルの解決  
の窓口ではありません。